介護・看護、疾病・障がいを事由としてお申込みいただく方の証明書

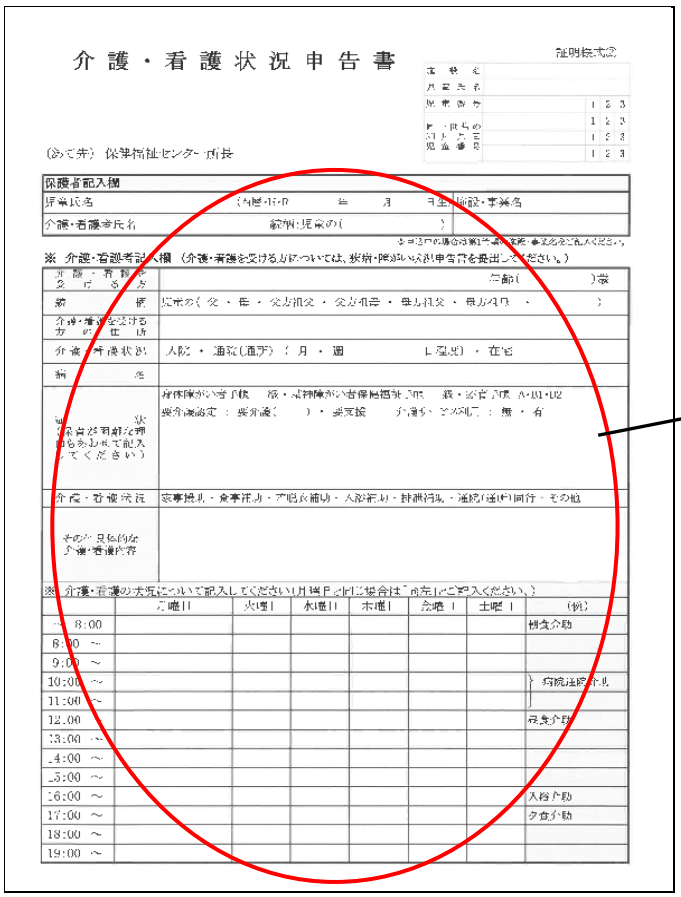

介護・看護状況申告書

証明様式②

（あて先）保健福祉センター所長

保護者記入欄

※ 介護・看護者記入欄（介護・看護を受ける方については、疾病・障がい状況申告書を提出してください。）

介護・看護を事由とされる方は、
こちらをご記入ください。
介護・看護をうけられる方の
- 身体障がい者手帳
- 精神保健福祉手帳
- 療育手帳
- 受給者証
- 介護保険証（認定を受けたもの）
- 診断書（疾病・障がい状況申告書）

などいずれかが必要です。

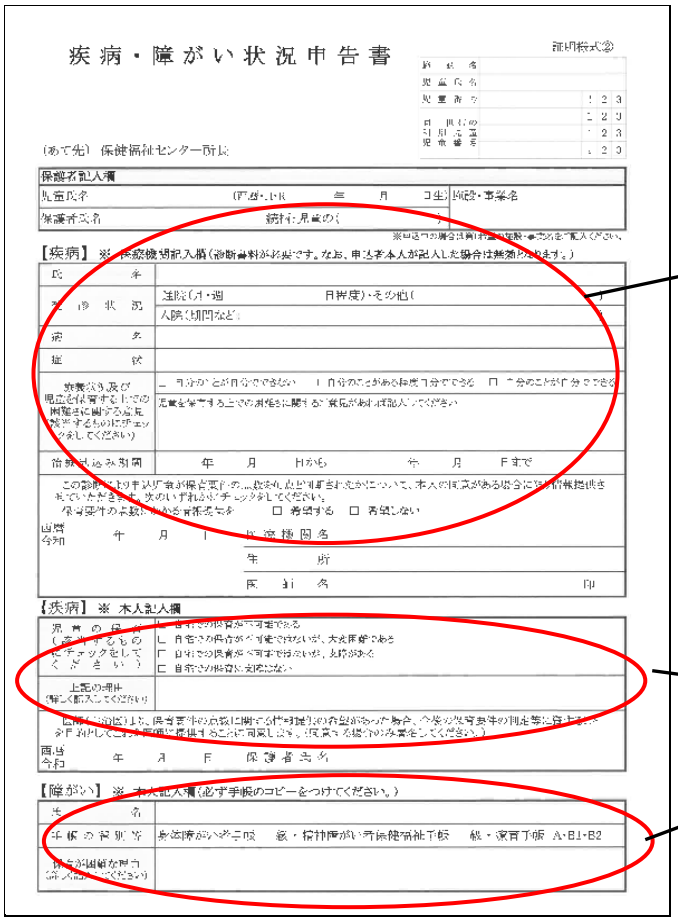

疾病・障がい状況申告書

証明様式②

（あて先）保健福祉センター所長

保護者記入欄

【疾病】※ 医療機関記入欄（診断書料が必要です。なお、申込者本人が記入した場合は無効となります。）

【疾病】※ 本人記入欄

【障がい】※ 本人記入欄（必ず手帳のコピーをつけてください。）

主治医に記入してもらってください。
介護・看護受ける疾病の方の診断書も
こちらになります。
診断書料がかかります。

保護者が記入する欄です。

同居の親族（20 歳以上 65 歳未満）または
自宅から１km圏内に居住する６５歳未満の祖父母用証明
ご提出がないと、利用調整時に減点の対象となります。

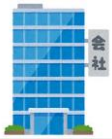

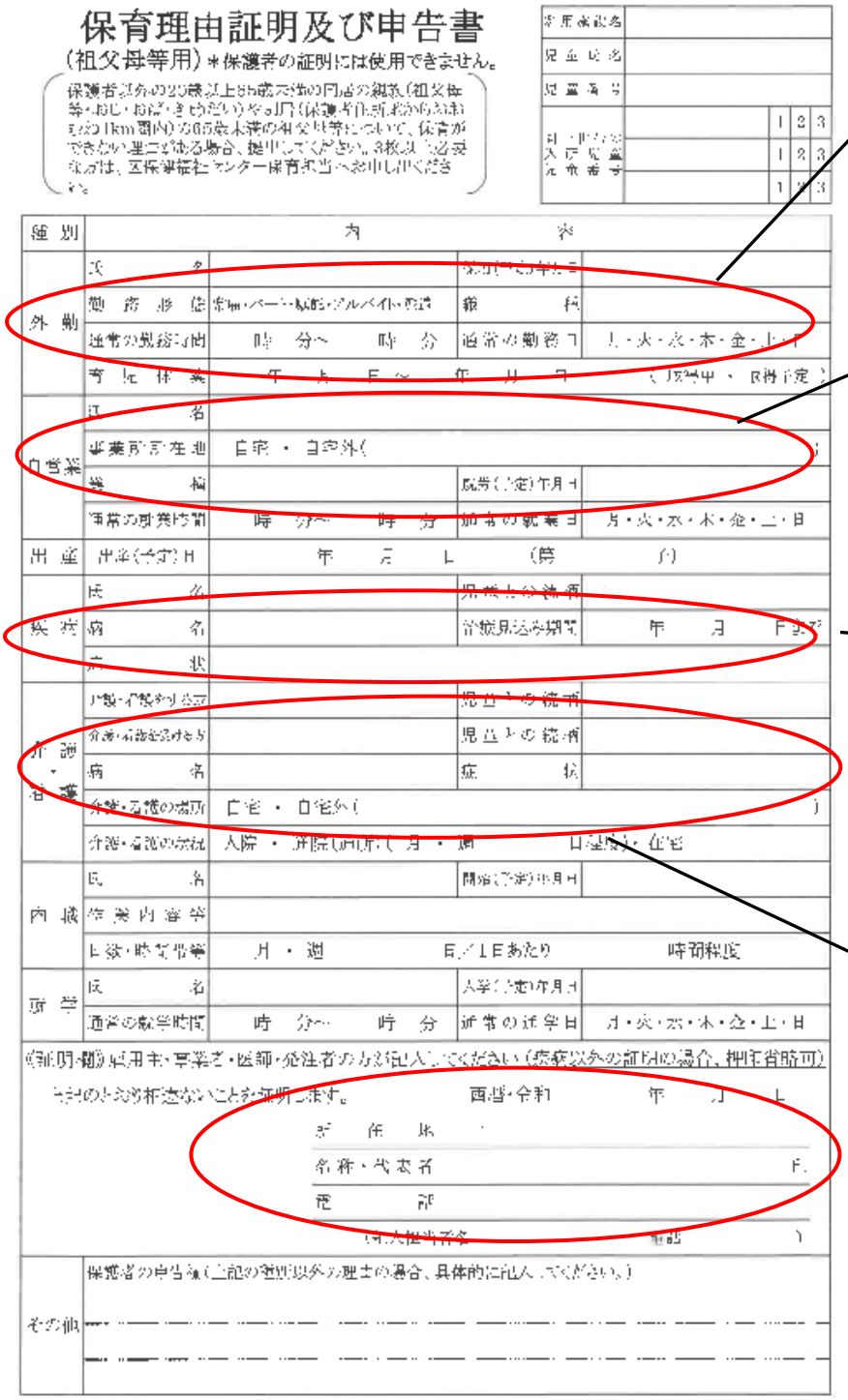

保育理由証明及び申告書
（祖父母等用）＊保護者の証明には使用できません。

保護者以外の20歳以上65歳未満の同居の親族（祖父母等・おじ・おば・きょうだい等）や1km圏内の65歳未満の祖父母等について、保育ができない理由がある場合、提出してください。3枚以上必要な方は、区保健福祉センター保育課当へお申し出ください。

保育園名	
児童氏名	
児童番号	
同一世帯の入所児童氏名番号	1 2 3

種別	内容			
外勤	氏名		就労開始年月日	
	勤務形態	常勤・パート・派遣・アルバイト・内職	職種	
	通常の就労時間	時 分～ 時 分	通常の勤務日	月・火・水・木・金・土・日
	育休休業	年 月 日～ 年 月 日	（取得中・取得予定）	
自営業	屋号			
	事業所所在地	自宅・自宅外（		）
	業種		就労（予定）年月日	
	通常の営業時間	時 分～ 時 分	通常の就業日	月・火・水・木・金・土・日
産休	出産（予定）日	年 月 日（第 子）		
疾病	医名		最終診断年月日	
	病名		常時見込み期間	年 月 日まで
	症状			
介護・看護	介護・看護を受ける方		児童との続柄	
	介護・看護をする方		児童との続柄	
	病名		症状	
	介護・看護の場所	自宅・自宅外（		）
	介護・看護の方法	入院・通院（月 日・週 日程度）・在宅		
内職	氏名		開始（予定）年月日	
	作業内容等			
	工数・時間帯等	月・週 日／1日あたり	時間程度	
就学	氏名		入学（予定）年月日	
	通常の就学時間	時 分～ 時 分	通常の通学日	月・火・水・木・金・土・日

（証明・届出用紙・事業者・医師・受注者の方が記入してください（疾病以外の証明の場合、押印省略可）
上記のとおり相違ないことを証明します。 西暦・令和 年 月 日
住所
名称・代表者 印
電話
（代表者押印不要） 電話 ）

その他	保護者の申告欄（上記の事項以外の理由の場合、具体的に記入してください。）

お勤めの場合は「外勤」欄と≪証明欄≫を会社で記入してもらってください。

自営業の方はこちらをご記入いただき、**営業許可証、確定申告書の控え**など自営業を証明する書類を添付してください。

疾病の場合は、【疾病欄】と≪証明欄≫を主治医に記入してもらってください。
診断書料がかかります。

介護・看護理由の方は、こちらをご記入いただき、介護される方の介護保険証や身体障がい者手帳などのコピーを添付して下さい。

その他の利用調整の点数に反映される書類

認可外保育施設への入所にかかる証明書

（あて先）保健福祉センター所長　【記入例】

※認可外保育施設への入所にかかる証明書が提出されない、内容に不備がある場合、利用調整の対象とならない場合があります。

保護者記入欄		
児童氏名　保育　一郎	自治 / 共定 / 認定 2 年 4 月 3 日生）	施設・事業名 ○○　保育園
保護者氏名 保育　太郎	続柄：児童の（父）	

※申込書の場合は施設の施設・事業名をご記入ください。

※以下、事業所記入欄（申込者本人が記入した場合は無効となります。）

上記の児童は、次のとおり認可外保育施設へ入所していることを証明します。

入所施設・事業名	◆◆◆保育園	イ 企業主導型保育施設 ハ 事業所内託児所等 ロ 認可外保育施設
入所年月日	令和5年 7月 5日	
入所理由（具体的に記入してください）	両親ともに就労しているため	
預かり時間（あてはまるものにチェックを入れ、必要事項を記入してください）	☑ 固定　月・火・水・木・金・土・日（該当曜日に○付してください） ☐ 必要に応じて　週（　）日　または　月（　）日 程度	
料金体系（あてはまるものにチェックを入れ、必要事項を記入してください）	☑ ：70000）円 ／ 年間・月・週・日（該当するものに○をしてください） ☐ その他（　）	
直近1か月の受託状況	令和5 年 8月 の状況 実施日数（21）日間　受託料金（70000）円	
証明年月日	令和5 年 9 月 25 日	所在地 大阪市○○区○○1－2－3 施設名称・代表者 ◆◆◆保育園・施設長 ◇◇ ◇◇ 電話 06－××××－△△△△ （法人担当者名 ○○ ○○ 電話 ××××－△△△△）

（注）事業所内保育事業（当該申立所の従業員が利用する場合）を含む。

注）この証明書は、保育の利用調整の際の資料となるため、調整の担当者が事実の上より記入ください。必要に応じ、担当者に問い合わせることがあります。また、調査の結果を行った場合には、不利益処分を受けることがあります。

注）料金体系は最寄駅（おやつ代等実費徴収を除く）を記載ください。

お子さまが認可外保育園（企業主導型含む）を週３日以上有償で利用している場合、
この証明を提出いただくことで利用調整時に加点の対象となります。
※　求職中、育休中の方を除きます。

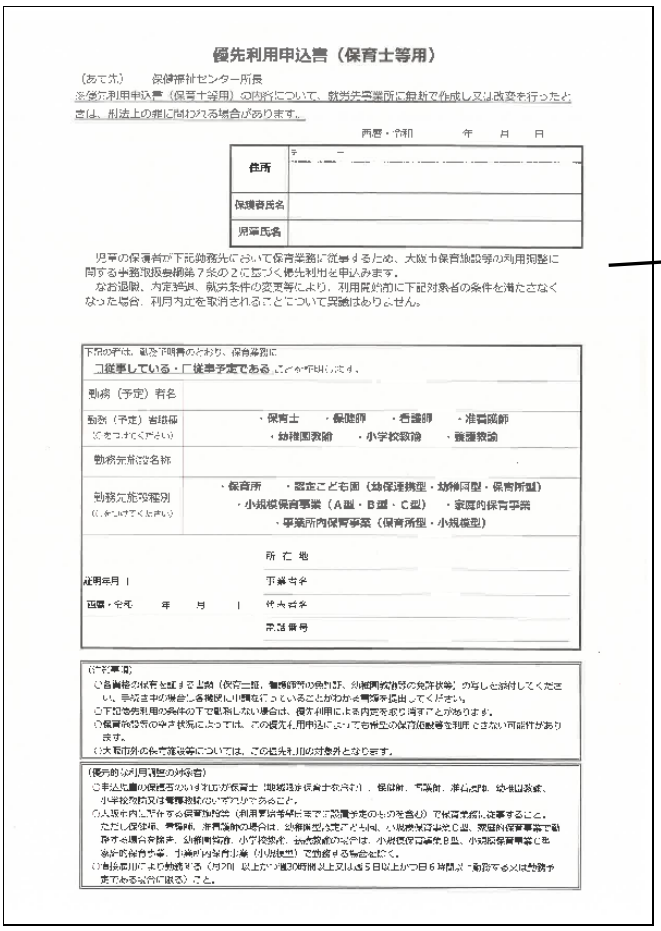

優先利用申込書（保育士等用）

（あて先）　保健福祉センター所長

※優先利用申込書（保育士等用）の内容について、就労先事業所に提出で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

西暦・令和　年　月　日

住所	〒 －
保護者氏名	
児童氏名	

児童の保護者が下記勤務先において保育業務に従事するため、大阪市保育施設等の利用調整に関する条例施行規則第7条の2に基づく優先利用を申込みます。
なお退職、内定辞退、就労条件の変更等により、利用開始前に下記対象者の条件を満たさなくなった場合、利用内定を取消されることについて異議はありません。

下記の事実は、勤務先証明書のとおり、保育業務に
☐従事している・☐従事予定である　（どちらか明記ください）

勤務（予定）者名	
勤務（予定）者職種（○をつけてください）	・保育士　・保健師　・看護師　・准看護師 ・幼稚園教諭　・小学校教諭　・養護教諭
勤務先施設名称	
勤務先施設種別（○をつけてください）	・保育所　・認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型） ・小規模保育事業（A型・B型・C型）　・家庭的保育事業 ・事業所内保育事業（保育所型・小規模型）
証明年月日　西暦・令和　年　月　日	所在地 事業者名 代表者名 電話番号

（注意事項）
○各資格の保有を証する書類（保育士証、看護師等の免許証、幼稚園教諭等の免許状等）の写しを添付してください。手続き中の場合は各機関に申請していることがわかる書類を提出してください。
○下記優先利用の条件の下で勤務しない場合は、優先利用による内定を取り消すことがあります。
○保育所等の申込状況によっては、この優先利用によっても希望の保育施設等を利用できない可能性があります。
（※大阪市外の保育施設等については、この優先利用の対象外となります。）

（優先的な利用調整の条件）
○申込児童の保護者のいずれかが保育士（幼稚園教諭、保育士の資格を有する者）、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭の職種に従事していること。
○大阪市内に所在する保育施設等（利用予定施設等が未定の場合は、認定こども園、小規模保育事業（A型・B型）、家庭的保育事業、事業所内保育事業（保育所型・小規模型）、幼稚園型認定こども園、小学校教諭、養護教諭の場合は、幼稚園型認定こども園、小規模保育事業（C型）、家庭的保育事業で勤務する場合に限る。）で勤務する予定であること。
○勤務形態により勤務する（月20時間以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上勤務する又は勤務予定である場合に限る）こと。

大阪市内の認可保育施設等で働く保育士等の優先利用申込書です。
お勤め先の施設で記入してもらってください。
この用紙の他に、通常の就労証明書と資格証のコピーをご提出ください。
※ 優先利用には条件があります。申込冊子の10～11 ページをご覧ください。

よくあるご質問

どんな施設がおすすめですか？

自宅から無理なく通える施設をおすすめしています。
お仕事をされている場合、自宅から施設まで、施設から会社までの距離や施設の開設時間等を踏まえて検討してください。また、園の雰囲気や、施設と保護者さまの保育方針が合うかなどを判断するため、施設への見学や問い合わせをお勧めしています。

保育施設の保育料は公立と私立では違うの？

大阪市の認可している保育施設は、公立、私立、認定こども園、小規模保育事業所のいずれも保育料は同じです。ただし、保育料以外に施設により徴収される料金があります。ご入所を考えられている施設には制服、体操服などが必要となるのか、毎月の園に支払う諸経費はどのくらいなのか等、各施設に直接ご確認ください。

きょうだいで入所していて、上の子が３歳児クラスになり無償化の対象となった場合、半額だった下の子の保育料はどうなりますか？

無償化の有無にかかわらず、上のお子さまが保育施設等を利用している間は、引き続き２人目以降は無料の多子軽減が継続されます。

令和７年４月からの保育施設利用申込みをして、もし入所が決まらなかった場合、５月からの申込みを改めてする必要がある？

改めて申込みをしていただく必要はありません。保育施設の申込みは、一度申込書を提出していただくとその対象年度中（３月入所分まで）は有効です。例えば、令和７年４月からの保育施設の申込書を提出し、入所が保留となった場合、令和８年３月入所まで有効です。ただし、申込みの取り下げや一旦内定した園を辞退した場合は、改めてお申込みが必要です。
※一斉入所終了後の５月以降、入所が決まらなかった全ての方と、新たにお申込みされた方を対象に、毎月途中入所の利用調整を行っています。希望園に空きが出て入所可能となった場合は、入所月の前月半ば迄に区役所より個別にご連絡いたします。

空き状況が「０人」になっている保育施設を希望の施設として申込みしてもいいの？

空き状況を０人で公表している保育施設でも、希望の施設として申込みしていただけます。
保育施設の空き状況は公表日現在の情報です。年度途中利用であれば毎月１日、一斉入所の場合は９月上旬頃に大阪市のホームページより公表予定としております。
０人となっていても児童の退所等により公表後に変更となる場合があります。

保育施設の申込書には希望の施設を第６希望まで書く欄がありますが、第６希望まで保育施設を記入しないと選考で不利になる？

不利にはなりません。
希望の施設が第６希望までなければ、希望される範囲でご記入ください。
ただし、希望の施設を多く記載いただいた場合は、選考対象となる施設が多くなるため、入所の可能性は高くなります。
なお、登園に無理がある、保育方針が合わない等で内定後に辞退をされた場合、その年度内の再度のお申込み時には５点の減点となります。入所後の生活をイメージして本当に通える保育施設を精査したうえでご記入ください。

妊娠した場合、現在入所中の子（上の子）は保育施設を退所になるの？

保護者の妊娠をもって、退所していただくことはありません。保育事由を「妊娠・出産」に変更する届出をしていただくことで、出産予定日の８週（多胎妊娠は１４週）前から出産日を起算として８週間を経過した日の月末までご入所を継続していただくことができます。
また、その後も次のいずれかの方法により、既定の期日まで継続入所が可能です。

① ご出産された子ども（下の子）において、育児休業を取得される場合

保育事由を「育児休業」に変更する届出をしていただくことによって、現在入所中の子ども（上の子）は、ご出産された子ども（下の子）が満１歳を迎えてから最初の年度末まで入所が可能です。

② ご出産された子ども（下の子）において育児休業を取得されない場合

保育事由を他の事由に変更する届出をしていただく必要があります。
「就労」、「就学」等の保育事由に変更する届出をしていただくことで、現在入所中の子ども（上の子）のご入所が可能です。
また、一旦退職されている場合には保育事由を「求職活動」に変更していただくことで、届出のあった日より 90 日を経過する日の月末まで、現在入所中の子ども（上の子）の入所が可能です。ただし、保育事由を「求職活動」にされる場合、90 日を経過する月の５日までに、翌月からの保育事由を変更する手続きを済ませる必要があります。

※「求職活動」を保育事由にして入所し、期日までに保育事由が変更できなかった場合９０日を経過する月の月末で一旦退園となり、保育施設への新規利用申込が必要となります。（再度選考を行うため、必ず再入園できるとは限りません。）

港区以外の区の保育施設は申込できますか？

申込みいただくことは可能です、希望園記載欄の箇所にご希望の他区園名を記入してください。なお、申し込み窓口は港区に住民票がある場合は港区となります。

保育園を利用していますが他の保育園に通うことは可能ですか？

可能です。ただし、転園申し込みとなるため、保護者の点数が半分となる場合があります。転園の申し込みには、新規の申請と同じく申請書一式をご提出ください。

令和7年度一斉入所スケジュール

令和６年 ９月４日（水）～	区役所、各保育施設にて利用申込み配布開始
９月９日（月）	令和７年４月１日の空き情報公表
	９時～利用申込オンライン予約開始
10月1日（火） ～10月15日（火）	利用申込み受付
10月28日（月）	申込み状況を大阪市ホームページ上で公表
１１月１５日（金）	期限内に申込みされた方の希望園の変更 不足書類の追加提出 締切
令和７年 １月２７日（月）	選考結果通知発送 ホームページ等での２次調整空き情報公表
１月10日（金） ～2月7日（金）	２次調整受付期間(※１)
2月27日（木）	２次調整結果通知
2月初旬 ～3月末日まで	随時、各園でオリエンテーション、健康診断等が実施されます

※１）１次調整の結果利用者が施設等の受入れ可能数に満たなかった場合のみ、２次調整を行います。

＜５月以降の途中入所＞

～入所を希望する月の前月５日	区役所にて随時利用申し込みを受付 例：10月入所希望 →９月５日締切(土日祝日の場合、翌開庁日)
入所希望前月の20日頃	選考結果通知 （内定の場合は電話、保留となった場合は通知のみとなります。）
～入園まで	各園でオリエンテーション、指定医による健康診断等が実施されます。

※ 選考結果が「保留」となられた(入所できなかった)方は、年度内においては毎月行われる利用調整の対象となります。年度途中で入所可能となった際にはご連絡いたします。次年度４月以降は一斉入所申込が必要です。

メモ